

香芝市訓令甲第7号

各 部 課

各出先機関

香芝市職員の任用に関する規程及び香芝市職員ストレスチェック制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員の任用に関する規程及び香芝市職員ストレスチェック制度実施規程の一部を改正する訓令

(香芝市職員の任用に関する規程の一部改正)

第1条 香芝市職員の任用に関する規程(昭和59年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「香芝市事務分掌規則(平成5年規則第3号)」を「香芝市職員の職の設置に関する規則(平成19年規則第5号)」に改める。

(香芝市職員ストレスチェック制度実施規程の一部改正)

第2条 香芝市職員ストレスチェック制度実施規程(平成28年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「企画部」を「市長公室」に、「職員」を「の職員」に改める。

第9条第3項中「所属長」を「直属の上司(以下「所属長」という。)」に改める。

第20条第1項中「部又は課等」を「部、課等」に改め、同条第2項中「所属長」を「部、課等の長」に改める。

第24条中「該当する」を「、該当する」に改める。

第25条第1項中「提供された」の次に「部、課等を単位とする」を加え、「所属長」を「当該部、課等の長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。